

動物福祉（アニマルウェルフェア）

国際獣疫事務局（OIE）のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されている。
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

「5つの自由」と飼養管理（例）

飢えや渇きからの自由

- ・ 動物の種類や発育状況等に応じた給餌
- ・ いつでも飲水できる飼養環境

痛み、負傷、病気からの自由

- ・ 感染症予防のための検疫、ワクチン接種、り患動物の隔離
- ・ 健康観察、診断、治療
- ・ 獣医療行為としての致死処分

恐怖・抑圧からの自由

- ・ 精神的苦痛や過度なストレスを避ける飼養管理

不快からの自由

- ・ 動物の種別ごとの飼養
- ・ 馴化のための静かな場所の確保
- ・ 適切な温度や湿度の管理
- ・ トイレと寝場所の間に十分なスペースを確保
- ・ グルーミングやトリミングの実施

本来の行動がとれる自由

- ・ 運動スペースの確保
犬：ドッグラン、散歩
猫：上下運動ができる飼養空間
- ・ 身を隠せる場所（寝床）の確保